



# 暮らしの情報ボックス

東川町役場	82-2111
改善センター(公民館)	82-3200
文化交流館	82-4245
文化ギャラリー	82-4700
B&G海洋センター	82-4600
町立診療所	82-2101
大雪消防組合東川支署	82-2310
道草館	68-4777

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

## 2月のこよみ

- 4日 第2回キャンモアGSL大会
- 15日 教育推進会議(改善センター13:30)
- 16日 教育委員会議(改善センター13:30)
- 20日 北工学園地域支援センター落成式
- 23日 教育委員会議(改善センター13:30)

### 税務住民課住民相談年金係 公的年金等の源泉徴収票 について

国民年金、厚生年金保険および共済組合などから支給される公的年金等は、所得税法上「雑所得」とみなされ、所得税が課せられます。ただし、国民年金法、厚生年金保険法及び共済組合法において、障害もしくは死亡を支給事由とする年金については課税しないこととなっているため、老齢もしくは退職を支給事由とする年金についてはみ課税されます。

(障害年金、遺族年金は課税対象にならないので、源泉徴収票はお送りしません。)

このため、社会保険業務センターでは、国民年金、厚生年金保険の対象となる年金受給者の方々に平成17年分の源泉徴収票を作成し、平成18年1月末日までに届くよう、平成18年1月12日から20日までの間に順次送付することとしています。

源泉徴収票に記載されている事項は、

その年の一年間に支払われた年金の総額

社会保険料の金額(介護保険料額)

源泉徴収税額  
控除内容  
となっております。

2つ以上の年金の支払者に扶養親族等申告書を提出している方や、年金以外に給与等の所得

がある方、または公的年金等の

雑所得の合計額が各種所得控除の合計額を超える方などは、確定申告(平成18年3月15日までに役場または税務署で受付)の際に、添付書類として必要となりますので大切に保管してください。社会保険庁では、万一源泉徴収票を紛失された場合や未着の場合等に対応するため、「ねんきんダイヤル」において源泉徴収票の再交付の受付を行っています。

#### 年金ダイヤル

電話番号 0570 07 11

65(イイロウ)

受付時間 午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)

また、源泉徴収票の再交付については、旭川社会保険事務所でも受け付けております。お問い合わせの際は、年金証書の基礎年金番号・年金コードをご用意

意ください。

お問い合わせ 旭川社会保険事務所(☎26 4489)または

税務住民課住民相談年金係(☎

82 2111内線122)



### 都市建設課管理係 小集落内道路除雪支援交付金事業のお知らせ

町では、私道であるために、町の除雪サービスが受けられない共同利用の道に対し、除雪費用の負担軽減を行なうため交付金制度を制定しました。対象となる道路は、次の条件全てに該当することが必要となります。

東川町民が住む1戸建住宅が近隣に2戸以上あること。/ 道路敷地は土地登記により明確に他の敷地と区分されていること。/ 道路敷地の所有者は居住者以外か、住所を別にする複

数の所有であること。

交付金額は、1シーズン1戸当り10,000円ですが、1戸当りの平均道路延長が50m以上の場合は、道路延長1m当り200円で算出した金額になります。申請受付は2月1日より都市建設課において行いますが、別に詳細事項がございますので事前にお問い合わせください。お問い合わせ 都市建設課管理係(☎82 2111内線232)

